

防災・県土強靱化対策特別委員会記録

開催日時 平成30年2月22日(木) 13:03~14:16

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

小林 照代 委員長

猪奥 美里 副委員長

川田 裕 委員

井岡 正徳 委員

奥山 博康 委員

粒谷 友示 委員

小泉 米造 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 中 危機管理監

山田 県土マネジメント部長 ほか、関係職員

傍聴者 2名

議 事

(1) 2月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<会議の経過>

○小林委員長 ただいまから、防災・県土強靱化対策特別委員会を開会いたします。

本日の欠席はございません。

それでは、本日、当委員会に対して2名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただきます。

なお、この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

それでは、案件に入ります。

2月定例県議会提出の予定議案のうち、当委員会に関連する議案は、お手元に配付しております、平成30年2月定例県議会提出予定議案一覧に記載の議案のうち、丸印をつけた議案となります。

予算議案のうち当委員会に関係する事業につきましては、平成30年度一般会計特別会計予算案、平成29年度2月補正予算案の概要の抜粋版を作成してお手元に配付しておりますのでご確認ください。なお、個々の議案の説明につきましては、議案説明会が行われましたため省略いたします。

次に、危機管理監から奈良県地域防災計画の修正に関するパブリックコメント結果について報告したいとの申し出がありますので報告願います。

なお、理事者は着席にてご報告願います。

○中危機管理監 それでは、奈良県地域防災計画の修正に関するパブリックコメント結果について報告させていただきます。

平成29年度2月議会防災・県土強靱化対策特別委員会資料、奈良県地域防災計画の修正に関するパブリックコメント結果をごらんいただきたいと思います。

1ページをごらんいただきたいと思います。昨年11月28日に当委員会にてご報告をさせていただいた後、12月27日から本年1月22日までパブリックコメントを行いまして、8件のご意見をいただいたところでございます。そのご意見に対する県の考え方もあわせまして、資料1、奈良県地域防災計画の修正に関するパブリックコメント結果として整理させていただきました。

番号の1から3は、口腔ケア関連物品の備蓄に関するご意見でございました。災害時の避難所生活において、誤嚥性肺炎や風邪、インフルエンザ等を防ぐために口腔ケアが重要であることから、口腔ケア用品につきましては主に流通備蓄で対応すること、また、各個人でも備蓄していただけるよう広く広報する旨で修正をいたします。

次に、番号4、地震保険への加入についてのご意見がございました。一般の火災保険では地震等による損害は免責となっておりますが、被災者が生活再建する上で地震保険は重要なものであることから、地震保険への加入を促進する旨で修正をいたします。

次に、番号5、若年層の消防団への入団促進に関するご意見がございました。地域の安全安心を守るためには、消防団を中心とした地域防災力の充実強化が必要であると認識をいたしております。これまでも学生など若年層の入団促進のために、啓発などの取り組みを進めてきたところでございます。そういった意味で、特段の修正はしておりません。

次に、番号6、避難所運営に関するご意見でございます。避難所の運営は避難者による自主運営が望ましいことを明確化するとともに、よりわかりやすい内容になるよう修正をさせていただきます。

次に、番号7、奈良防災プラットフォーム連絡会に関するご意見もございました。既に設置されております同連絡会との協働、連携を一層強化する趣旨で修正をさせていただきます。

最後に、番号8、受援マニュアルの充実に関するご意見がございました。県において作成済みのマニュアルを踏まえまして市町村へのマニュアル作成支援を行うとともに、実働的な訓練や研修により実効性を高めることとしております。災害時の迅速な受援体制が整えられるよう努めておりますことから、計画は修正しておりません。

次の2ページには、パブリックコメントによる修正を含む奈良県地域防災計画の主な修正項目のまとめとして、計画の修正に関するものを赤字表示して記載しておりますとおり、それぞれ追記をさせていただきます。

なお、パブリックコメントによる修正につきましては、今後、防災会議委員に諮り、承認を得て、奈良県地域防災計画の修正として完了することとしております。

○**小林委員長** それでは、提出予定議案、ただいまの報告またはその他の事項も含めまして、質問があればご発言願います。

○**川田委員** まず、奈良市新斎苑整備事業に関する保安林の位置に係る奈良県の見解についてお聞きしたいと思います。

まず、1点目ですけれども、森林法に基づく保安林に関してお尋ねします。森林法によれば、保安林台帳の整備権限があるのはいずれの行政機関でしょうか。

○**阪口森林整備課長** 森林法第39条の2で、都道府県知事が保安林台帳を調製して保管するとうたわれておりますので、行政庁としては奈良県になります。

○**川田委員** 2点目ですけれども、奈良市は同市内の横井町山林において新たに新斎苑を整備する方針ですけれども、この計画の近辺にも保安林が指定されています。しかし、奈良市新斎苑基本計画に掲載している保安林の位置は、奈良県が調製している保安林台帳に記載されている保安林の位置と異なっていることが判明しております。奈良県における保安林区域については奈良県が保安林台帳により示す権限があるというご説明でしたが、この箇所についても奈良県が保安林台帳に示している位置が正当なものと認識してよろしいでしょうか。

○**阪口森林整備課長** 川田委員のご指摘のとおり、奈良市の新斎苑の周辺には、大正7年に指定された土砂流出防備保安林がございます。ただ、昭和37年以前に指定された保安林については土地の境界や位置について精度の高い情報がなく、明治時代の切り図を使っ

ていることもありまして、保安林の境界線が不明確な場合がございます。そういった保安林境界が不明解な部分の保安林がある場合は、切り図のような保安林台帳附属図というもので管理をしているのですけれども、地形図を使って保安林台帳附属補助図というものに区域を割り入れて管理をしております。

この保安林についても同じように保安林台帳附属図補助図も作成しております、その区域が、県が管理している保安林としております。この場所の保安林についても、地形の判読できる保安林台帳附属図補助図に記載されている区域が保安林として県が管理しているという状況でございます。

○川田委員 簡単に言えば、前にも見せていただいたのですが、現在、付図で指定されてる場所が、県が今管理されている保安林の位置であるという解釈でよろしいですね。

○阪口森林整備課長 川田委員がおっしゃるとおり、平成27年ごろには奈良市からも協議といいますか、事前相談的なものがございまして、新斎苑に関する計画について一定の情報提供があったところで、保安林の区域については、保安林台帳附属図補助図により特定すべきであるということも説明はさせていただいております。

○川田委員 次の点を聞きます。

奈良市の従来の説明によりましたら、奈良市新斎苑基本計画に記載されている保安林の区域については、奈良県と協議して、地権者などに確認しながら確定したものであると議会でも答えられているのですけれども、奈良県としては、そのことについてどのような認識をお持ちでしょうか。

○阪口森林整備課長 こういった新斎苑を計画して道をつける場合にどういう取り扱いになるのかといった相談はございました。けれども、位置等については、保安林台帳附属図の補助図で管理をしていると説明させていただいたと思っております。

○川田委員 奈良県としては、従来からあくまでも保安林台帳附属図補助図に記載されている位置が正しいものと考えていると認識いたしました。

この点につきまして、最近においても奈良市議会で再三にわたって日本維新の会の議員からも指摘されているにもかかわらず、奈良市がいまだに市議会や一般への説明資料において奈良県の見解と異なる区域を保安林として指定していることについて、法的根拠がないものとして重大な問題があるものと考えております。

奈良県としては、権限のある行政機関として奈良市に対して正しい認識をしっかりと伝えているのでしょうか。行政機関である奈良市が奈良県の所管する事項について公的資料

の誤った内容を記載し続けますと、住民に対して混乱を招くのではないかと思いますので、奈良県としてもしっかりと対応をとっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○**阪口森林整備課長** 昨年、川田委員からも奈良市議会の状況については情報提供をいただいております、我々も市議会をインターネットで確認して、確かにそういった発言は確認しております。

当然、奈良市に対しては、以前より、保安林はあくまでも奈良県の保安林台帳附属図の補助図の位置であるということを重ねてお伝えしておりますし、今後、十分気をつけて取り扱っていただきたいということもあわせて伝えております。

○**川田委員** 指導はしていただいているということですが、言った言わないとなるかもしれませんが、できましたら文面による通知はできないですか。県議会でも質問があったと、県民から問い合わせも、あるのかないのか確認しないとわからないのですが、県の見解としてはこういう公の答弁の場でおっしゃっているわけですから、奈良市に対して文面をもって通知いただくことは可能だと思うのですが、いかがですか。

○**阪口森林整備課長** 今回のようなケースについては、過去も調べたのですけれども初めてで、そういった文書を出しているケースはございませんけれども、確かに市議会の中でもそういった答弁もされているということもありますので、今すぐ返答はできませんが検討させていただいて、その方向で進めたいと思います。

○**川田委員** 法的なものも関係ありますので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、この件でもう1点だけお聞きしたいのですが、市議会の中でも奈良県と協議をしているといったことで進めているという旨の答弁があったと思うのです。しかし、奈良県に聞かせてもらったら、問い合わせ程度はあったけれども、そのような協議はないし、問い合わせをしたのが1カ月か、もう少し前だったかと思うのですが、その後、奈良市から何らかの協議の要請や打ち合わせなど、何かの行動があったのか、いかがですか。

○**阪口森林整備課長** 川田委員から連絡をいただいた以降は、特にございません。

○**川田委員** わかりました。

次は砂防・災害対策課にお聞きしたいのですが、2月19日の奈良新聞に掲載をされていた記事の確認ですけれども、生駒市の盛り土に関しまして、今月の18日に生駒市役所におきまして住民説明会を砂防・災害対策課が開かれたということです。これは前回、崩落をしました西松ヶ丘の件に関しまして、来月から復旧工事を行いますという説明であったと書かれているわけですが、質疑応答の中で住民から、県の職員が崩落の危険性を予見

できていたとのテレビ報道があったので、事実を教えてほしい、無責任な発言があったのかなどの質問が上がったと書かれてあるわけです。県の担当者は、テレビ報道後に県が当該職員に聞き取り調査を実地したことを報告、幹部職員が一般論として崩れる危険性があると述べただけであるということを強調したと書いています。

前回の代表質問でもこのことについては、質問をさせていただいたのですが、荒井知事から、数人の方から報告があったと。本人は一般論として答えているという旨のご答弁があったと思うのですが、その代表質問当日の夕方に、テレビ報道によって、別の会話の会議録が流されていたということです。時系列的な確認を行いたいのですが、この一般論として崩れる危険性があると述べたのは、いつのことでしょうか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

先般の12月議会で、荒井知事と川田委員でお話があった11月29日、30日にヒアリングをした内容について、同様の内容をお伝えしたところでございます。

○川田委員 ということは、あの代表質問の当日の夕方に、たしか関西テレビの番組だったと思うのですが、いろいろ流れていましたけれども、一切調査も行っておられないし、そのことは一切この場では発言しておられないという解釈でよろしいですね。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

そのとおりで結構でございます。

○川田委員 わかりました。一般論として崩れるという発言があったということで、代表質問でも、それは虚偽でしょうという指摘もさせていただいているわけです。新聞の記事は前後があるので、そこは確認できていないのでわからないのですが、その辺に疑問を持つということだけお伝えしておきます。

次に、これも砂防・災害対策課にお願いをしたいのですが、砂防指定地の台帳及び付図の整備の進捗状況について、以前から幾度も質問させていただいておりました。これについて、前回から数カ月たっておりますので、現状の進捗度についてお教えいただきたいと思えます。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

この問題に関しましても、川田委員からたびたびご質問をいただいています。

砂防指定地の図面と、その内容を書きました帳簿、様式が合わさって砂防指定地台帳になります。県内におきましては、砂防指定地がおよそ1,300箇所ある状況でございます。

これに関して、どのような形で整備をするか現在確認をしている状況でございます。上半期の6月末までに、6カ所程度、砂防指定地の解除をさせていただいております。同じように解除ができるものがどれくらいあるかということで、場合分けなどをさせていただいて、解除できるものがおよそ30カ所ぐらい、台帳整備が比較的容易な場所が340カ所ぐらいです。基本資料の一部が欠けているということがございまして、台帳整備がすぐに進まないところが960カ所ぐらいあると。大正や明治までさかのぼって追ってこないといけないのが数カ所あるということでの分類分けが、今できているところでございます。

分類分けをするに当たりまして、指定解除について国土交通省から了解を得ないといけないのですが、今年度内に5カ所程度はできるものと思っております。砂防指定地の台帳整備といたしましては、そういう分類分けをする中で、少ないかもしれませんが、15カ所程度、整備ができる予定になってございます。

今後の整備期間がどれくらいになるかは、年間予算を単純に計算をしていくと、20年近くかかるという計算になります。整備期間の短縮や、先ほどありました比較的容易なものから集中的に整備をかけるという検討していきながら、少しでも早く整備をするとともに、予算の確保にも取り組んでまいりたいと考えています。

○川田委員 前にお聞きしていたことと答弁の内容が、大分変わっていると思います。まず、付図を作成いただかないと点検もできませんし、現状、県民が砂防指定地の有無の申請をした場合に、何日か後に回答をいただけるのですよね。その作業が可能であれば、そこは砂防指定地かどうかはわかるわけではないですか。そういったところも含めて、前も一度質問でご指摘もさせていただいたと思うのですが、問題は第2様式ですよね。どうしても現時点でわからない部分もあるかもしれませんが、第2様式を1枚の紙とすれば、これにのっかって100%できるのが普通ですけれど、1カ所、2カ所欠けている、90何%の完成度というものを含めたら短期間で相当進むと思うのです。だけれど、それすらできない。予算の関係から20年間かかると言っていますけれど、なぜそこまでの予算もかかるのかは、意味不明です。早くやっていただくということで前から何回もご答弁はいただいているので、今さら、20年かかりますと言われても、それは今までのご答弁と不一致になると思います。

だから、まず、山田県土マネジメント部長からも前に、答弁いただきましたけれど、できることで分類をわかりやすくご説明いただいたのですが、それに沿ってやっていただければ、100%の完成度は別として、ある程度の進捗というのはできるのではないですか。

国土交通省にご確認いただいて、だめだと指摘されるところはまた別の方法を用いて考えるのは、全部の付図に当てはまることではないと思います。一部だけだと思いますので、その点で作業を進めていただきたいというのが前回でのやりとりだったと思うのです。その点についていかがですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

20年もかかるということで大変申しわけないと思っておりますが、先ほどご指摘いただいたように、様式等、ある程度しっかりとした形で、全部が完成するにはそのぐらい時間かかるとご認識をいただければと思います。

一応3年間猶予をいただいたということではございますが、砂防指定地台帳自体、固定資産評価額の減価補正もございます。また、砂防指定地の許認可行為での制限もかかります。そういう意味では、正確性を期したいということがございまして、図面を先につくるのも一つの手法だとは思いますが、少しでも早くできる場所、容易にできる場所もありますので、そういうところから取りかかるということも考えながらやっていきたいと思っております。ご理解をいただければと思います。

○川田委員 奈良市における砂防指定地の付図は我々がつくってもできたわけですが、だから、奈良市は次の委員会までにせめて作成してください。そんなに複雑なところはないという認識です。やるか、やらないかは担当者の能力の問題だと思うので、それは必ず進めてください。

そして、きょうの委員会では聞きませんが、もう少し詳細に個別で教えていただいたらいいのですけれど、第2様式の進捗状況でも、記入していけるところはたくさんあるわけであって、それすらできていないのは理解できないので。まして、政令等で指定されている、言えば法令委任を受けた義務づけられた書類でありますので、それを何年も放置していくのは、本来あってはならないことであると。法律を学んだことのある人間は誰でもその回答だと思いますので、そこはきっちりやっていただきたい。

最後にもう1点。固定資産評価額の減価補正について3年間延長されたとおっしゃいました。大体3年ごとに延長しているというのが過去の通知で行われていた形ですが、前は奈良県がそれをやらせていたわけでしょう。現に市町村はそれで減価補正をやっているわけではないですか。やっていない団体もありますが、ほとんどのところはやっていると。正確性を期すためにもとおっしゃいましたけれど、それだったら今まで正確性を期さないでやらせていたということですか。これは重大な答弁だと感じたのですが、いかがで

すか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

まず、奈良市だけでもできるのではないかというご指摘をいただきました。前に、川田委員からいただいた電子データ等ですが、たしか橿原考古学研究所や国立大学法人奈良女子大学が手を加えた地図だったと思っております。それについては一応注意書きで100%正確ではないということも書いていますので、まず最初にそれを使うのかというところでは、少し違うのかなという私どもの認識でございまして、何も手がかりがないとか、手がかりの一つとして参考にさせていただきたいと思っております。なかなかそれだけで全部つくるのは難しいということをご理解いただければと思っております。

2つ目のご指摘で、第2様式の記入がどこまでできるということがございました。細かいお話になりますが、砂防指定地全体をつくるに当たって筆というものがあって、それが集まって字になると思うのですが、筆の内容を一つずつ書くのが第2様式で、それが集まって字になった段階で第1様式になったと思います。筆と字が逆だったら申しわけございませんが、そういう状況の中で、細かく地番などを見ていかないと書けないところもございます。書けるようにできるのではないかというご指摘については、今、データを持ち合わせておりませんので正確にお伝えすることができませんが、できるところがあるのであれば、それは取り組んでまいりたいと思っております。

また、固定資産評価額の減価補正に関してでございます。基本的に、川田委員からご指摘があったとおり、5年に1回、総務省が調査をかけております。それによりますと、1つ前の調査と今の最新の調査を比べると、奈良県は市町村がそういうものに非常に取り組んでいるという状況は事実でございます。また、それを追いかけるように、毎年なのか2年に1回ぐらいなのかわかりませんが、砂防・災害対策課で市町村に照会をかけております。一部分しかやっていない市町村についても、平成30年度において対話するとお聞きしておりますが、それは砂防指定地台帳をもとにしてというよりも、市町村が持っているそれぞれ固定資産税を、もともといろいろなところでかけなければいけませんので、市町村の地番図を用いてやっていると聞いております。山のほうではなかなか地番の境界がはっきりしないところもあるのが実態でございまして、砂防指定地台帳をつくる時にもそういうところがまだネックになっているということもございます。少しでも市町村と連携をしながらつくってまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○川田委員 答弁の意味がわからなかったのですが、付図については、我々も橿原考古学

研究所の地図も利用し、調べましたけれど、今、日本で一番正確にあらわされている地図なのです。正確を期してとおっしゃいますけれど、あれ以上の地図はないのです。国土交通省がだめだと言うのだったら、打ちかえをしてもらうしかないわけです。一回解除して現地、番地でもう一回打ち直しするしかないですよ。単純な話ではないですか。もう1年以上この質問を続けているのですが、毎回毎回、なぜその理由で全然進まないという答弁が返ってくるのですか。前に、山田県土マネジメント部長もご答弁いただいたと思うのですが、どうしてもわからなかったら打ちかえたら済むだけの話ではないのですか。

そして、いつも正確なデータと言われるけれども、我々も研究しましたけれど、あれ以上の資料は今、日本国内にないではないですか。地番図などもあわせながら補正していくということはもちろんありますけれども、あれだけで全部とは言いませんけれど、今の答弁を聞いていたら、その理由ならいつまでたってもできないではないですか。短期でできるものを、前からご指摘させていただいているのに、そのときは早急につくりますというご答弁をいただくのですけれど、次回に聞いたらまた同じ話に戻ってしまうという繰り返しです。担当者は一体何をやっておられるのですか。合理的に考えたら、すぐに判断できる問題だと思いますので、答弁は結構ですけれど、また個別で聞かせていただきます。どこまで進捗するか、どういう内容をやるのか、厳密にやらなくてはいけないとおっしゃっていたのだったら、そこまできっちり合理的な方法で進めていただければ済む話だと思います。山田県土マネジメント部長もいつまでもこのような話を聞かれるのも要らないと思いますので、早く完成をさせていただきたいと思っております。

今、固定資産税についてもお聞きしましたけれど、地番図を使ってと言われますけれど、減価補正は山林だけではないのですか。総務省からの通知は山林だけでしょう。市町村は奈良県の指導によってやるようになったのですよ。過去のヒアリングをとっていますけれど、奈良県からも通知を出されていますから、その答弁は間違っていると思います。市町村は正確な地番図だけではわからない部分がある。当然、固定資産税台帳はその評価に対しての1月1日現在の金額を書いているわけですから、その中の砂防指定地を特定しないといけないのではないですか。その資料が不足しているから、早急に、平成28年度中に提出くださいという経緯なのです。それを今、また話が変わってしまっています。付図は早急に8割、9割方はできると思います。加藤県土マネジメント部次長がおっしゃったように、どうしてもわからないのであれば打ちかえをするしかないと思います。なぜこのようなものに20年もかかるのか、その辺はお願いしておきたいと思いますが、いかがで

すか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

繰り返しになるのかもしれませんが、確かに延長はされておりますが、砂防指定地内の山林についての固定資産税の減額があるということは県からも市町村にお示しもしております、対応をお願いしますというお話は確かにさせていただいております。

ただ、市町村は、山だけではなく平地も固定資産税をかけているということで、自分たちの持っているデータがあるということで、私たちが参考にさせていただきながら砂防指定地台帳にも生かしていきたいと考えているところでございます。こちらからも資料を出せる状況に持っていきたいと思っておりますが、先ほど申し上げましたとおり、まだでき上がっていないのが実態でございますので、そこは少しでも早くできることからやっていきたいと思っております。

○川田委員 市町村から砂防指定地に係る付図等、データを早急に欲しいという通知か何か来ていませんか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

手元がないので正確ではないですが、そういうものをくださいと言われていたところもたしかあったとは記憶しております。砂防指定地を抱えている全部の市町村ではなかったという認識ですが、確認をさせていただければと思います。

○川田委員 奈良市は特に膨大な数がありますので、非常に困っておられると聞いていましたので、早くお出しするようにしていただきたいと思っております。この件はただただ言っても仕方ないので、それをお願いしておきます。山田県土マネジメント部長の意気込みをお聞かせいただきたいと思っております。

○山田県土マネジメント部長 加藤県土マネジメント部次長がどのように答えるかはきのうの時点でも聞いておりましたけれども、20年間というのはゼロか100の世界でなくて、その間で当然できているところは順次出していく。今の予算の計算でいくと、一番最後に終わるのが20年で、川田委員が言われるように、市町村地番図とアクセス地番図という両方の資料がそろえばそれなりに早くできますから、そこは順次出していきます。20年間何も出ないというのではなしに、加藤県土マネジメント部次長も言いましたけれど、整合できた15カ所、解除する5カ所などはでき次第出していきます。そこは言葉が足りなかったかもしれません。

前回私が、ここでお話ししたとき、分類分けをさせていただきまして、市町村地番図と

アクセス地番図の両方があるのが800カ所ほどありました。1,300カ所のうち800カ所あれば、川田委員がおっしゃるように、早いと正直思っておりました。ところが、800カ所のうち500カ所ほどは、どうも字が一致しなくて、時間がかかるというのがわかってきたものですからそういう話になっていますけれど、出し方等は含めて考えさせていただきたいと思います。

○川田委員 ぜひとも山田県土マネジメント部長のリーダーシップをもってお願いをしておきたいと思います。

最後の1点ですが、先日も辻知事公室次長にお願いしまして、全国の防災基本計画等の条例の制定ぐあいを調べていただきまして、資料を提供いただきました。これによって、奈良県は基本計画とそれにプラスアルファとなるものも加味された条例であるということで、全国の基本条例に比べれば先進的な条例であるというご説明を受けました。いろいろな観点があるので、どれが一番いいかは多くの観点を議論が必要で、ここでそれを延々とやり続けるわけにもいかないので、きょうは聞きませんが、お願いをしておきたいことが1点だけございます。先日、関西広域連合における全員協議会と総務常任委員会がございまして、今度、関西広域連合でも、南海トラフ地震などを想定された災害時の医療体系の取り組みということで、今度の計画の中にも入れていかれるということで、計画案が出てきたわけですね。災害時の医療の取り組みということになっていますから、本来であれば直接防災計画にかかわってくる問題です。ところが、奈良県は広域防災分野には加盟をしていますけれども広域医療分野には加盟していない。担当者にお聞きしたら、そういった研修に関しては参加もされているということなので、それだったら参加したらいいではないかという話です。井戸広域連合長にもお聞きしましたが、違う方だったか忘れましたけれど、片方は参加してるけど、一個は入っていない。連携等も考えて、計画を策定されるのであれば、知事や市長が集まった委員会の中での整合性の調整をぜひお願いしたいと申し上げたところ、承りましたという回答でした。これは関西広域連合だけの話ではなくて、奈良県が本体ですから、こちらのほうからも防災に絡むものに関しては参加いただきまして、我々も議員で出席していますけれど、自分のところが参加していないことに関して、正直言って言いにくいのです。言ってもいいとおっしゃるのですが、言ったら言ったで、奈良県はこの件に参加していないではないですかと言われたことがあるのです。だから、ぜひその辺を早急に、整合性をとれるような形で修正をいただきますようお願いを申し上げておきたいと思います。これはお願いとさせていただきます。

それともう1点、これも関西広域連合で今意見をさせていただいているのですが、大阪府でも、帰宅困難者についてどうするかという協議会を策定され、関西広域連合でも拡大させた部分の協議会を開かれて、いろいろやっておられます。先日も勉強会がありまして、そこでも講師にもお聞きしたのですが、帰宅困難者に関するものは、お勤めになっている方、観光客、猪奥副委員長が前回ご指摘されていた外国人の問題ももちろん絡んできます。県内や府内だけでおさまる問題ではないと思うのです。これも関西広域連合全体の条例を制定していく必要があるのではないかと考えています。東京都では東京都帰宅困難者対策条例がつくられていまして、東京都は広いですけど、鉄道網も網羅されていますから、基本的なことから決められてあるわけです。責務を明らかにする意味でも、関西広域連合でやれば、特別地方公共団体として定めるこの種の条例は日本初になると思いますので、ぜひ、奈良県からも関西広域連合に向けてご提案をしていただきたいと。我々は議員ですから、その旨は発言をしていきますが、ぜひお願いをしておきたいのですけれど、いかがでしょうか。

○辻知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 帰宅困難者につきましては、関西広域連合で今お話のありました帰宅支援に関する協議会を立ち上げまして、いろいろ検討を行っているところでございます。

帰宅支援に関するガイドラインをまずつくろうということになっておりまして、ことしの2月に素案を検討して、来年度に、できるだけ早期に成案化する予定になっております。それと並行しまして、帰宅支援やバスの代替の訓練もあわせてやっというところと、来年度の新規事業として図上訓練やそのマップ、帰宅困難者向けの物資備蓄の促進に取り組んでおります。

条例につきましては、ガイドラインや訓練を経まして、東京都の条例なども踏まえまして、まずは帰宅支援に関する協議会による関西広域連合の取り組みを進めて、検討していきたいと考えております。

○川田委員 法理の問題になるのですけれども、ガイドラインはつくられたらいいと思うのです。ただし、住民には責務程度だったらいいと思うのです。努力規定でもいいと思うのですが、制限や義務を重ねることになれば、地方自治法第14条第2項に書かれていますように、法令以外に係るものは条例で定めなければならないとなっています。東京都の条例では、第5章の帰宅支援というところで、第13条に、帰宅する者に関して措置を講ずることで、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならないと、義務づけに

なっています。こういったものは研究は要ると思いますが、必ず義務づけも出てくると思うのです。ガイドラインはあくまでもこういう方針でやりましょうということを決めるものでありまして、住民にこういったところには入らないでくださいと制限もかける必要もあると思います。その点、条例で制定していく必要があるだろうという趣旨です。ガイドラインを設けようとやっておられるのはいいのですけれども、そのあたりは、井戸広域連合長に、政令の関係もあるので条例の研究は必要じゃないかと、それはやぶさかではないという答弁をいただいていますので、ぜひ奈良県から、多くの方が、大阪府に通勤されている方も特に多い県ですから、提案者としては適格ではないかと思っております。その点、中危機管理監、よろしくお願ひしたいと思います。

○中危機管理監 東京都が条例をつくられたのは、東日本大震災で都心で帰宅困難者が発生したと。関西の場合、大阪府、兵庫県、和歌山県などは被災地にもなり得るし、支援していくところにもなり得るというところで、帰宅困難者の問題だけで議論がなかなか難しいというのも、関西広域連合の中で我々も参画したいろんな意見交換の中でも出ておりました。川田委員がおっしゃったように、条例をつくるのなら関西広域連合としてつくったらどうかというご意見と、都道府県、奈良県も大阪府や京都府に通っておられる、県外への就業者が多いので、どう帰宅困難者に対応するのかという考え方で条例を整備したほうがいいのか、各県ともいろいろな考え方があろうかと思ひます。このあたりは帰宅支援に関する協議会の中でも、川田委員がおっしゃった趣旨もお伝えさせていただいて、今後もしっかりと議論を進めさせていただきたいと思ひしております。

○小林委員長 他にございませんか。

○梶川委員 4点簡単にお聞きしたいのですが、まず1点は、防災訓練のことですが、この前、防災訓練があるという書類を見ていたら、最後のほうに北朝鮮のミサイルが飛んできた場合の訓練をするということが書いてありました。我が県下には日朝議連がありまして民間外交を進めていこうという姿勢でおるわけですが、これは特に最近、石原元東京都知事が就任されて例の尖閣諸島を買い取ったり、安倍首相に至っては、最近の高校授業の指導要領に尖閣諸島は日本の領土ですと一方的に書いています。もちろん領土についてはいろいろな見方があることは私も知っているのですが、かつて田中角栄元首相が中国へ行って国交回復をしたときに、この問題は棚上げにしておきましょうということにされたこともある。私は意識して行かなかったのではなくて用事があって行きませんでしたけれど、どんな訓練をするのか、それがまた効果的なのか。本当にあえてやるのだったら、北朝鮮

だけを頭に置いてやるのは少しいかがなものか。

私は行けませんけれど、全国的な呼びかけで、4月に地方議員が北朝鮮に行って友好を深めるという取り組みもあるようです。そういう努力を各地でしている一方でそういうことがなされるのは、どのように、あのようなものが降って湧いたのか。そうではなくて、政府から全国的にそういう通達が来ているのかどうか、その点を聞かせてください。

○辻知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 訓練の実施につきましては、国からも通知は来ております。

今、手元にありませんので、またお持ちしてもいいのですけれども、どのような訓練をするかでございますが、まず、弾道ミサイル落下時の行動につきましては、屋外にいる場合は近くの建物の中や地下に避難する、建物がない場合は物陰に身を隠して地面に伏せる、屋内の場合は窓から離れるという国民保護に対するお知らせが政府から届いていまして、それに基づきまして、今の場合、桜井市で実施しました訓練につきましては、地面に伏せてミサイルが飛んできた場合にとりあえずどうするかという訓練をさせていただいたところ です。

全国的には訓練をしている府県はかなり多くて、奈良県で行いましたのは住民避難の訓練だけでしたけれども、ミサイルが実際に落ちて、いろいろな薬品など危険なものがあるという想定で、その除去訓練をしたり、そういう実動的な訓練をされているところもあります。

○梶川委員 私もこれ以上言いませんが、いたずらに刺激をすることではなくて、我々日本もアジアで生きていけないといけないし、私は日本人が尊敬されるような民族になっていくべきだと、そのためにはどういう努力をしたらいいのかということも考えた取り組み、外交をしてほしいと思いますので、ぜひそういう立場で考えてほしいと、特に要望しておきたいと思います。

次に、パブリックコメントのところに口腔ケアというのが出ているから余計なことを言わなくてもいいのと思われるかわからないけれど、一言言いたいのは、口腔ケアの条例をつくって、それに基づいて歯医者へ行って、3ヶ月に1回ぐらい予約をして、次は、いつ来ますかと言われるから、予約をするのですけれど、行ったらきれいに歯を磨いていただけのだけれど、1日か2日したらまたすぐに汚れるのかと思いつつやっています。とりあえず一月ぐらいはきれいに歯がもつのであればいいけれど、そうでなかったら何か無駄だという気もしながら、これは私の見方ですけれど。

この前、新聞を読んでいたら、ある党と言っておきます。ある党に歯科医師会が献金されているのです。それが新聞に出ていた。それで、ああ、私たちが一生懸命条例をつかって、今度は条例ができたからみずから患者になって金を出しているのに、それがどこかの党に行ってしまうのかと思ひながら、なかなか日本の医療費は下がらないと思うのです。機会があったらそういう献金は慎むように言ってほしいと思います。これはあえて答弁を求めないです。

次に、台風21号について聞きたいのですが、三郷町に信貴川があるのですけれど、ちょうど王寺町の北の辺で大和川に流れ込む。そこに、大和川が増水して水が信貴川にバックすることがあるので、前に、専門用語でパラペットという、コンクリートの擁壁をつくってあるのですけれど、それが50メートルぐらいあるのですけれど、膨張してコンクリートが割れたらいけないからか知りませんが、1.5メートル置きぐらいにゴムがかまされているのです。そのゴムが朽ちてしまって、できてから20年ぐらいになるかわからないけれど、朽ちてしまっている。朽ちてしまっているから、信貴川にバックした水ではないけれど、この前の雨で、ゴムのすき間から団地のほうへ水が流れ込んだ。団地の東のほうに勾配がついているから、信貴川から入った水が流れて、10軒足らずの家が床下、床上浸水があったので、団地の人たちはパラペットから漏れた水によって洪水を起こしたと思った。郡山土木事務所の職員に、あれは団地の東のほうにある水が流れ込んだので、パラペットのせいではないと言われたから、私も住民にそのように説明して了解を得ました。しかし、ゴムが朽ちたまま置いていたら、あんな大水がそんなには出ませんが、修理しないといけないと思うのですが、その辺はどのように考えておられるか、聞かせてほしいと思います。

○入口河川課長 梶川委員お述べのように、王寺町と三郷町の間には県道椿井王寺線の明治橋がございますけれども、この明治橋付近で合流する県管理の河川が、信貴川でございます。

信貴川の大和川本線合流部付近に、栄橋がかかっていますけれども、そこから上流に向かって約100メートルの区間の左右岸に、ご指摘のコンクリートの壁を設置しております。コンクリートの壁は、平成9年から平成12年度にかけて、並走しています県道椿井王寺線の拡幅工事にあわせて設置したものでございまして、目的は、通行車両の川へ転落を防止するための機能、大和川本線が水位が上昇したときに、それに備えた信貴川の余裕高の確保ということで、高さ約1メートル程度のコンクリートの壁を設置したものでござ

います。

昨年の台風21号の際に大和川の水位が上昇しまして、それに伴い信貴川の水位も上昇した際に、余裕高の機能は発揮しまして川から水があふれることはなかったのですけれども、ご指摘のようにコンクリート壁の継ぎ目の部分から漏水があったと、地元住民と役場からも連絡がございました。

郡山土木事務所が所管しておりますので現地を調査いたしまして、漏水の痕跡があったコンクリートの継ぎ目の目地材が、設置してから20年ほどたっていますけれども、劣化しているすき間が確認されました。

対応としましては、ことしの出水期までに100メートル区間、全区間の全ての目地について漏水対策を施すこととしております。

○梶川委員 わかりました。ぜひそういう対応をしていただきたいと思います。

最後に一つだけ聞かせてほしいのですが、例の三郷町の信貴ヶ丘団地の宅地の崩落の件で、工法が既に決まっているのか、あるいは県として、改修に公費は使えないということですが、何か使えるものがないのかどうか、この辺の工法の説明を聞かせてほしいと思います。

○松本建築課長 2つの質問がございました。

まず、1つ目の復旧工法の検討についてですけれども、去る2月4日に住民説明会を行いまして、原因究明調査により擁壁崩壊のメカニズムが明らかになったことを住民の皆様へ報告をいたしました。

その説明会の中で、次回の説明会においては復旧工法案を住民の方にお示しすることを約束しております。次回の説明会は2日後の2月24日土曜日に開催しますので、それに向けて、安全性、施工性、経済性を考慮して復旧工法案を進めているところでございます。

2点目の復旧工事の費用負担等でございますけれども、宅地造成等規制法や建築基準法では、宅地所有者や管理者は災害が生じないように、その宅地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならないとしております。したがって、宅地所有者による宅地の保全が原則となっているところでございます。先ほど述べましたとおり、このたび原因究明調査により擁壁崩壊のメカニズムが明らかになりましたので、住民の方に復旧工法案をお示し、今後、復旧工事についての費用負担割合の検討へと作業を進めてまいります。

○梶川委員 よくわかりました。できるだけ公費の使えるものがあつたら少しでも助けてあげていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○小林委員長 他にございませんか。

他になければ、これもちまして、質問を終わります。

なお、当委員会所管事項に係る議案が追加提出される場合には、当委員会を定例会中の3月6日火曜日の本会議終了後に開催しますので、あらかじめご了承願います。

それでは、理事者の方はご退室願います。委員の方はしばらくお残り願います。

(理事者退席)

○小林委員長 ただいまから委員間協議を行います。委員間討議でもインターネット中継を行っておりますので、マイクを使ってご発言をお願いします。

本日は6月定例会に行う当委員会の中間報告に盛り込む内容をまとめていきたいと考えております。なお、本日お配りした資料は、初度委員会から前回までの委員会に出された意見等について整理をしたものです。これまでに委員各位から出された意見・要望、また奈良県国土強靱化地域計画、地域防災計画及び治水対策・土砂災害対策等に係る課題等も考慮して、中間報告に掲載すべき事項等について意見の交換をしていただきたいと思います。

それでは、ご発言をお願いします。

○川田委員 今も申し上げていたのですが、帰宅困難者に関しての整理を要望に入れていただければと思います。

○小林委員長 帰宅困難者についての対応というところに入れていただくということですね。

○川田委員 はい。

○小林委員長 ほかにございませんか。

またあれば言ういただけたらと思いますが、それでは、ただいまの意見交換の内容を踏まえて、中間報告案を6月定例会の委員会でお示しさせていただきますので、よろしくをお願いします。

これで本日の委員会を終わります。